

令和8年栗山町議会定例会
5月臨時会議議案

開会 令和8年5月14日

栗山町議会議場

令和 8 年栗山町議会定例会
5 月臨時会議

議 事 日 程

令和 8 年 5 月 1 4 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 案 番 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		会期の決定	
4		諸般の報告 ①会 務 報 告	
		②監 査 報 告	
5		町長の所信表明	
6		町長就任の宣誓	
7	報 告 第 1 号	令和 7 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について	
8	報 告 第 2 号	栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	
9	報 告 第 3 号	栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について	
10	議 案 第 1 号	職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例	

会 務 報 告

2月28日	栗山高校女子野球部 三年生を送る会に議長に代わり副議長が出席した。
3月1日	北海道栗山高等学校令和7年度第78回卒業証書授与式に議長が出席した。
〃日	栗山町スポーツ協会創立70周年記念式典に議長が出席した。
〃日	継立町内連合会・継立まちづくり協議会敬老会に議長が出席した。
2日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
4日	総務教育常任委員会を委員会室で開催した。
6日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
7日	第37回北海道介護福祉学校卒業証書授与式に議長が出席した。
10日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
11日	中長期財政問題等調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を委員会室で開催した。
12日	広報広聴常任委員会を議員控室で開催した。
〃日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
13日	NEO 議員の学校を委員会室で開催した。
23日	令和7年度栗山町青年農業賞表彰式に議長が出席した。
24日	栗山商工会議所通常議員総会懇親会に議長が出席した。
26日	議会報告会における提言書を応接室で議長が町長に提出した。
27日	栗山町農民協議会第64回定期総会に議長に代わり副議長が出席した。
〃日	令和8年度第1回くりやまハーフマラソン実行委員会に議長が出席した。
31日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
4月3日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
7日	第39回北海道介護福祉学校入学式に議長に代わり副議長が出席した。
8日	北海道栗山高等学校入学式に議長に代わり副議長が出席した。
16日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	産業福祉常任委員会を委員会室で開催した。
〃日	議会モニター会議を第1会議室にて開催した。

22日	令和8年度南空知町村議会議長連絡協議会総会に議長が出席した。
23日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
〃日	令和8年度栗山町遺族会総会に議長が出席した。
〃日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
〃日	第97回栗山地区メーデーに議長が出席した
24日	栗山消費者協会令和8年度定期総会に議長が出席した。
〃日	北海道日本ハムファイターズを応援する栗山の会懇親会に議長に代わり副議長が出席した。
27日	空知町村議会議長会令和8年第2回三役会議及び第2回役員会に議長が出席した。
	(於 浦臼町)
30日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
5月1日	栗山地区保護司会令和8年度定期総会・懇談会に議長が出席した。
〃日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
8日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。

議案の提出について

令和8年栗山町議会定例会5月臨時会議に報告第1号から報告第3号まで及び議案第1号から議案第2号までを別紙のとおり提出する。

令和8年5月14日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

報告第1号

令和7年度栗山町一般会計補正予算（第12号）の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

令和7年度栗山町一般会計補正予算（第12号）について地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

栗山町長 佐々木 学

令和 7 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 7 年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 7 , 1 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 , 6 7 9 , 3 4 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 町税		1,316,268	57,361	1,373,629
	1 町民税	569,282	52,512	621,794
	2 固定資産税	557,387	6,054	563,441
	3 軽自動車税	37,560	431	37,991
	4 町たばこ税	102,430	△3,035	99,395
	5 都市計画税	48,527	1,550	50,077
	6 入湯税	1,082	△151	931
2 地方譲与税		111,496	△820	110,676
	3 森林環境譲与税	21,496	△820	20,676
11 地方交付税		4,168,028	155,985	4,324,013
	1 地方交付税	4,168,028	155,985	4,324,013
18 寄附金		458,693	8,800	467,493
	1 寄附金	458,693	8,800	467,493
19 繰入金		266,053	△43,780	222,273
	1 基金繰入金	265,912	△43,780	222,132
22 町債		1,304,800	△400	1,304,400
	1 町債	1,304,800	△400	1,304,400
歳 入 合 計		11,502,198	177,146	11,679,344

歳 出

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,983,779	173,990	3,157,769
	1 総務管理費	2,910,665	173,990	3,084,655
6 農林水産業費		659,167	6,191	665,358
	2 林業費	40,857	6,191	47,048
8 土木費		1,806,456	-	1,806,456
	2 道路橋梁費	819,870	-	819,870
	4 都市計画費	315,044	-	315,044
	5 住宅費	642,928	-	642,928
9 消防費		335,054	△4,335	330,719
	1 消防費	335,054	△4,335	330,719
10 教育費		968,333	1,300	969,633
	1 教育総務費	302,455	1,300	303,755
歳 出 合 計		11,502,198	177,146	11,679,344

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
34. 湯地継立線道路改良事業債	36,300	35,400
39. 都市公園施設更新事業債	25,700	25,600
40. 公営住宅建設事業債	324,100	324,700

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
①	町税	1,316,268	57,361	1,373,629			
	1 町民税	569,282	52,512	621,794			
	1 個人	487,523	45,049	532,572	1 現年課税分	45,763	
					2 滞納繰越分	△ 714	
	2 法人	81,759	7,463	89,222	1 現年課税分	7,359	
					2 滞納繰越分	104	
	2 固定資産税	557,387	6,054	563,441			
	1 固定資産税	521,214	6,054	527,268	1 現年課税分	632	
					2 滞納繰越分	5,422	
	3 軽自動車税	37,560	431	37,991			
	1 環境性能割	1,672	578	2,250	1 現年課税分	578	
	2 種別割	35,888	△ 147	35,741	1 現年課税分	△ 242	
					2 滞納繰越分	95	
	4 町たばこ税	102,430	△ 3,035	99,395			
	1 町たばこ税	102,430	△ 3,035	99,395	1 現年課税分	△ 3,035	
	5 都市計画税	48,527	1,550	50,077			
	1 都市計画税	48,527	1,550	50,077	1 現年課税分	1,060	
					2 滞納繰越分	490	
	6 入湯税	1,082	△ 151	931			
	1 入湯税	1,082	△ 151	931	1 現年課税分	△ 151	
②	地方譲与税	111,496	△ 820	110,676			
	3 森林環境譲与税	21,496	△ 820	20,676			
	1 森林環境譲与税	21,496	△ 820	20,676	1 森林環境譲与税	△ 820	
⑩	地方交付税	4,168,028	155,985	4,324,013			
	1 地方交付税	4,168,028	155,985	4,324,013			
	1 地方交付税	4,168,028	155,985	4,324,013	2 特別交付税	155,985	
⑮	寄附金	458,693	8,800	467,493			
	1 寄附金	458,693	8,800	467,493			
	1 寄附金	458,693	8,800	467,493	1 総務寄附金	3,500	一般寄附金追加 1,500

款	項 目		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
						区分	金額		
⑱	1	1				1		企業版ふるさと応援寄附金追加 2,000	
						3	教育寄附金		5,300
⑲	繰入金		266,053	△ 43,780	222,273				
	1	基金繰入金	265,912	△ 43,780	222,132				
	1	財政調整基金繰入金	60,189	△ 54,579	5,610	1	財政調整基金繰入金	△ 54,579	
	10	森林環境譲与税基金繰入金	-	10,799	10,799	1	森林環境譲与税基金繰入金	10,799	
⑳	町債		1,304,800	△ 400	1,304,400				
	1	町債	1,304,800	△ 400	1,304,400				
	6	土木債	854,700	△ 400	854,300	1	道路橋梁債	△ 900	湯地継立線道路改良事業債減額
						3	都市計画債	△ 100	都市公園施設更新事業債減額
						4	住宅債	600	公営住宅建設事業債追加

歳 出

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
②	総務費	2,983,779	173,990	3,157,769			5,500	168,490			
	1 総務管理費	2,910,665	173,990	3,084,655			5,500	168,490			
	6 財政調整基金費	10,685	173,990	184,675			5,500	168,490	24 積立金	173,990	財政調整基金積立金追加
⑥	農林水産業費	659,167	6,191	665,358			10,799	△4,608			
	2 林業費	40,857	6,191	47,048			10,799	△4,608			
	2 森林環境譲与税事業費	31,459	6,191	37,650			10,799	△4,608	24 積立金	6,191	森林環境譲与税基金積立金追加
⑧	土木費	1,806,456	-	1,806,456		△400		400			
	2 道路橋梁費	819,870	-	819,870		△900		900			
	4 地方道路整備費	290,917	-	290,917		△900		900			
	4 都市計画費	315,044	-	315,044		△100		100			
	2 公園管理費	83,785	-	83,785		△100		100			
	5 住宅費	642,928	-	642,928		600		△600			
	3 住宅建設費	592,180	-	592,180		600		△600			
⑨	消防費	335,054	△4,335	330,719				△4,335			
	1 消防費	335,054	△4,335	330,719				△4,335			
	1 消防費	334,954	△4,335	330,619				△4,335	18 負担金補助及び交付金	△4,335	負担金 南空知消防組合減額
⑩	教育費	968,333	1,300	969,633			3,300	△2,000			
	1 教育総務費	302,455	1,300	303,755			3,300	△2,000			
	5 学園費	80,675	-	80,675			2,000	△2,000			
	7 学校経営改善費	55,700	1,300	57,000			1,300		24 積立金	1,300	栗山高校女子野球部支援基金積立金追加

報告第2号

栗山町税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専決処分書

栗山町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

栗山町長 佐々木 学

栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「二輪」を「2輪」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。）の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削り、第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条の前の見出し及び同条並びに第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種

別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付する。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「附則第15条第25項第4号イ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第4号ロ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第4号ハ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、

「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栗山町税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(栗山町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 栗山町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第3号

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専決処分書

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

栗山町長 佐々木 学

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例

栗山町都市計画税条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第11項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栗山町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 1 号

職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費支給に関する条例（令和 7 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「及び旅行者の職務」を削り、「別表第 1 に規定する額」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「支給規程」という。）別表第 2 職務の級が 1 0 級以下の者の欄に掲げる額を上限として規則で定める額」に改める。

第 1 5 条に次の 2 項を加える。

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第 2 のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の 3 分の 1 の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
（旅費の内払）
- 2 改正後の職員等の旅費支給に関する条例（以下「旅費条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の旅費条例の規定に基づいて支給された旅費は、改正後の旅費条例の規定による旅費の内払とみなす。